

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(新旧対象条文一覧)

○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号) 1

特許法等関係手数料令の一部を改正する政令 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○特許法等関係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)

改 正 案		現 行	
(特許法関係手数料) 第一条 (略) 2 特許法第九十五条第二項(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。)の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。		(特許法関係手数料) 第一条 (略) 2 特許法第九十五条第二項(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三の規定により手数料の軽減を受ける場合を含む。)の規定により納付すべき手数料の額は、次の表のとおりとする。	
六 出願審査の請求をする者	一〇五 (略)	納付しなければならない者	金 額
	一件につき十一万八千円に一請求項につき四千円を加えた額(特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報告(	一件につき十六万八千六百円に一請求項につき四千円を加えた額(特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報	金 額

以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき七万千円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき九万四千円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しな

告（以下「国際調査報告」という。）を作成した国際特許出願にあつては一件につき十萬千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告（以下「調査報告」という。）を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十三萬四千九百円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査

七〇十四 (略)	
	いで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき <u>十万六千円</u> に一請求項につき三千六百円を加えた額)

3・4 (略)

附 則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「十一万八千円」に一請求項につき四千円を加えた額(特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。))を作成した国際特許出願にあつては一件につき七万千円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告(以下「調査報告」という。))を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき九万四千円に一請求項につき三千二百円を加えた額、特

七〇十四 (略)	
	報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき <u>十五万七千七百円</u> に一請求項につき三千六百円を加えた額)

3・4 (略)

附 則

1・2 (略)

3 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)の施行前にした特許出願に係る手数料の額については、第一条第二項の表第六号中「十六万八千六百円」に一請求項につき四千円を加えた額(特許庁が千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下「条約」という。)第十八条(1)に規定する国際調査報告(以下「国際調査報告」という。))を作成した国際特許出願にあつては一件につき十万千二百円に一請求項につき二千四百円を加えた額、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告(以下「調査報告」という。))を提示して出願審査の請求をした特許出願であつて特許庁が国際調査報告を作成しなかつたものにあつては一件につき十三万四千九百円に一請求項につき三千二百円

許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十萬六千円に一請求項につき三千六百円を加えた額」とあるのは「十萬八千円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一萬八千円を加えた額（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願にあつては一件につき八萬六千円に一発明につき一萬四千四百円を加えた額）」と、同表第十一号中「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」と、同表第十三号中「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」とする。

4
(略)

を加えた額、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査報告を作成した国際特許出願であつて調査報告を提示しないで出願審査の請求をしたものにあつては一件につき十五萬七千七百円に一請求項につき三千六百円を加えた額」とあるのは「十五萬四千六百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき一萬八千円を加えた額（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十九条の三に規定する特定登録調査機関が交付する同法第三十九条の二の調査報告を提示して出願審査の請求をした特許出願にあつては一件につき十二萬三千七百円に一発明につき一萬四千四百円を加えた額）」と、同表第十一号中「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」と、同表第十三号中「四萬九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二萬七千五百円に一発明につき二萬七千五百円」とする。

4
(略)